

令和8年 第3回教育委員会会議録

令和8年3月27日（金）

甲州市教育委員会

### 第3回教育委員会 会議録

日 時 令和8年3月27日（金）（午後1時30分から）

場 所 市民文化会館2階 第三会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	依 田 智 子
委 員	反 田 千 佳	委 員	廣 瀬 文 武
委 員	渡 邊 靖		

一 欠席した委員は次のとおりである。

（なし）

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	丸 田 美津恵
教育総務課L	小 林 絵 美	生涯学習課長	小 林 好 彦
生涯学習課L	八 卷 一 也	指 導 主 事	金 森 淳
指 導 主 事	堀 井 ますみ	教育総務課L	内 藤 智 子
事 務 担 当	加 賀 爪 あ み		

一 欠席した者は次のとおりである。

（なし）

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第5号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第3 報告第3号 いじめ重大事態に係る学校調査報告書について【非公開・非公表】

日程第4 報告第4号 甲州市いじめ防止基本方針の改訂について

日程第5 令和8年度甲州市当初予算について

日程第6 教育委員会事務局職員の人事異動内示について

教育長

ただいまから、第3回定例教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に渡邊委員を指名いたします。

はじめに、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにおいて、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。

日程第3 報告第3号 いじめ重大事態に係る学校調査報告書についてにつきましては、個人情報保護が必要な事件であります。報告第3号は公開しないものとし、併せて会議録についても、甲州市教育委員会会議規則第17条但し書きの規定に基づき、非公開としてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。では、報告第3号は非公開・非公表といたします。

それでは、議事日程に基づき、会議を進めます。

[日程第1]

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

[日程第2]

教育長

それでは、日程第2 議案第5号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。では、お願いいたします。

議案第5号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示についてとなります。一番後ろの方に、告示の概要ということで、A41枚のものを付けさせていただきますので、そちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、この要綱でございますが、令和5年3月に策定をいたしました、第3次甲州市教育振興基本計画の施策項目の一つ目となります、「新しい時代を生き抜く資質・能力を育成する教育の推進」の中で、英語能力検定の受験促進に取り組むということで、新たに設置させていただいたものであります。

令和6年度からは、市内小中学校全体に在籍する児童生徒に対し、その補助金の拡充を行ってきたところでございます。令和8年度、来年度からはさらに充実させるべく、甲州市にお住まいであればこの補助金の対象にするということで、補助金交付要綱の改正をさせていただきたいという中身でございます。

今までの要綱でありますと、甲州市の小学校・中学校に在籍するお子さんという形でございました。従いまして、本市から他市の学校あるいは私立の学校に通われているお子さんに関してはこの補助金の対象ではないということでございましたので、そこは均等性を保つということから、広く拡充をさせていただければと思います。

なお、この後説明いたしますが、来年度の当初予算に関しましても、この補助金も含めまして補助金の要求をさせていただいているところがございます。施行日に関しましては、令和8年4月1日から。それ以降に実施いたします英語技能検定につきまして対象とするという中身でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長

それでは、教育総務課長から説明がございましたけども、委員の皆様方から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それでは、ただ今説明がありました、議案第5号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示につきましては、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。

ご承認をいただきましたので、議案第5号については、提案のとおり制定するものといたします。

[日程第3]

教育長

日程第3に移ります。

これより、非公開といたします。

【 非公開 】

教育長

ここで非公開を解きます。

[日程第4]

教育長

報告第4号 甲州市いじめ防止基本方針の改訂につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

では、報告第4号 甲州市いじめ防止基本方針の改訂についてということで、報告をさせていただきます。基本方針と概要につきまして、お手元に配布させていただいてございます。基本方針の中の赤字で書き込みをさせていただいたところが、今回追加をさせていただいた中身でございます。

では、概要についてまずお話しをさせていただきます。平成26年3月に甲州市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいりました。昨今のSNS等の急速な普及によりまして、ネット上のいじめの高度化・巧妙化・それから実態がわからないという喫緊の課題に対応するため、所要の改訂を行うものでございます。

改訂の内容でございますが、まずインターネット上のいじめが法律に触れ、重大な責任が生じる可能性があることを子どもが理解できるよう、学校での情報モラル教育を支援するとともに、専門的な知見を活用できる体制を整えるものでございます。次がSNSの匿名性や拡散性を考慮し、関係機関と連携のうえ、証拠保全や法的援助を求める。インターネット上のいじめは、匿名性から加害者意識が希薄になりやすく、被害者に甚大な苦痛を与

えますので、保護者には、自分の子どもが加害者にも被害者にもなりうるとの意識を醸成し、スマートフォン、パソコン等の適切な利用、管理を指導してもらおう。万が一、子どもたちがトラブルにあった場合に関しては、身近な大人や学校に直ちに相談できる体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

施行に関しては、令和8年4月1日からでございます。

この中で、方針の3ページからでございますが、市、学校、保護者、子ども、それから市民、関係団体等のそれぞれの役割について、計画をさせていただいてございます。先ほど申しあげました、SNS等の普及によること、非常に昨今の課題でありますので、そのことを改めて代表の方々にも十分理解いただいて、保護者としては子どもさんたち、子どもとしても他者を思いやる心の育成をする中で、どういうふうにSNSと付き合っていけばいいのかというようなところまで、踏み込んだ改訂とさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

課長、この資料は委員さんたちにお渡ししてよろしいですか。

教育総務課長

はい。この後、この基本方針に関しては、ホームページの方にも載せていくという形になります。

教育長

赤字の部分が今回の改訂部分で、今課長が話された部分が特に赤字で示されておりますので、そんなふうにご覧になってください。

金森指導主事から、今後の予定について話をしてください。

金森指導主事

はい。これを受けて、先ほどもおっしゃっていただいたように、ホームページの方に載せさせていただきます。併せて、各学校の方につきましては、こちらの甲州市いじめ防止基本方針を学校内で周知確認してもらおうと共に、学校を通して基本方針の方を改めて見直していただく中で、SNS関係の内容についても考えていただき、自校の基本方針等を改訂していただく方向もお願いさせていただいています。今後について、職員会議等で確認していただいた後、PTA総会など保護者が集まる場においても、自校の基本方針の方を周知していただくように進めていただきたいというふうに思っています。

併せて、概要版を作らせていただきますので、そちらの方も周知させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

今の金森指導主事のご説明にあったような形で、甲州市全体でこのいじめ防止基本方針については、周知徹底を図っていきたいと思っています。

この方針には書いてあるんですが、いじめがあったなら、必ず学校で共通理解を持って、いじめ対策委員会を立ち上げることが決まっています。謳われているんです。こういうのはやっぱりきちんと、先生たちにまずちゃんと、校長先生から始まって先生たちにまず徹底していかないと、とても太刀打ちはできないんじゃないかなというふうに思っております。

渡邊委員

自分が現場にいたときにもいじめ対策委員会というのはあって、それが機能するためには普段から職員に危機管理だとか初期対応について、一定程度意識させておかないと。いじめがあったということを学校に言うと、それがいけないことで自分が責められるみたいに感じてしまって、なかなか言わない部分があるとか。そうではなくて、基本は子どもだから。子どもの命に係わることは、みんなで共通理解の中で取り組まないといけないということを進められたらなと思いました。今、世の中でそういう初期対応がまずくて、死にまで至るようないじめの事件がいっぱいあるので、普段からいじめ対応、危機管理の意識を職員は持つべきだなというふうに思っています。

教育総務課長 以前は、いじめ事態は無いものという捉え方だったんですけど、今はいじめはあるものとして学校は捉えないと、とても対応できませんので、もうその認識でいてもらうしかない。

廣瀬委員 いじめは本当に全国的に大きな課題で、やはり未然防止ということが一番大事なんじゃないかと思います。各学校でも、先生方が子どもたちの様子を見ながら、好ましい人間関係づくりであるとか、そういったことに力を入れているとは思いますが、やはりそういった学級づくり、学校づくりが未然防止につながると思います。道徳教育ですとか、人権教育というものもありますので。教科の指導も大事ですけども、やはりそういったところも大事な部分だと思います。そういったことを通して、子どもたちの好ましい人間関係づくりをして、いじめが起こらない学校づくりをしていくことが大事なんじゃないかと思います。

それから、もしいじめが起こった場合についてですね、なかなか教師のわかるところでいじめというものは起こらないんですけど。最近、動画をアップロードするとか、ちょっと考えられないようなことですけど。なかなか教師の目の届かないところで行われていると。やはり学校全体で先生方が子どもたちの様子に目を向けて、小さな問題でも重大なことと捉え、対応していくことが大事なんじゃないかと思います。

この基本方針の中にも、最後のページにフロー図があって、いじめと疑われる事案を認知したときの対応の仕方がありますので、各学校で、管理職を中心に先生方もこういった対処の方法があるということを理解して、対応することが大事なんじゃないかと思います。そんなことを感じました。

教育長 ありがとうございます。

今廣瀬委員がお話しされたことは、本当にその通りだと思います。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、報告第4号 甲州市いじめ防止基本方針の改訂につきましては、令和8年4月1日から施行することといたします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

#### [日程第5]

教育長 それでは、日程第5 令和8年度甲州市当初予算について、事務局から説明をお願いします。  
教育総務課長 (資料に基づき説明)

教育長 それでは、教育総務課長の方から令和8年度甲州市当初予算について説明がございましたけれど、何か委員の皆様からご質問等ありますか。

「なし」の声

教育長 よろしいですか。

それでは、日程第5については以上とさせていただきます。

#### [日程第6]

教育長 それでは、日程第6 教育委員会事務局職員の人事異動内示について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)  
生涯学習課長 (資料に基づき説明)  
教育長 ありがとうございます。  
何かご質問等、委員の皆様からございますか。

「なし」の声

教育長 よろしいですか。  
それでは、日程第6については以上とさせていただきます。

教育長 本日予定していた議事はすべて終了いたしました。  
次回 令和8年第2回臨時教育委員会は、4月1日午前9時30分から、甲州市役所1階 市民ギャラリーで開催します。また、令和8年第4回教育委員会は、4月15日午前9時30分から、甲州市役所1階 市民ギャラリーで開催します。

「はい」の声

教育長 これをもちまして令和8年第3回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。